

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案新旧対照条文

○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において「国有林野」とは、次に掲げるものをいう。 一 国の所有に属する森林原野であつて、国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの 二（略） 2 この法律において「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営（国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる国有林野の整備及び保全であつて、国が行うものを含む。以下同じ。）の事業をいう。 （管理経営基本計画） 第四条（略） 2 管理経営基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 四（略） 五 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる国有林野の整備及び保全に関する基本的な事項 六 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項 七（略） 3 管理経営基本計画は、森林における生物の多様性の保全、国民の需要に即した林産物の供給、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保その他国有林野事業及び国有林野に係る施策の一体	（定義） 第二条 この法律において「国有林野」とは、次に掲げるものをいう。 一 国の所有に属する森林原野であつて、国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定し、国有財産法第三条第二項第四号の企業用財産となつているもの 二（略） （管理経営基本計画） 第四条（略） 2 管理経営基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 四（略） 五 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他の事業の運営に関する事項 六（略）

的な推進に配慮して定めるものとする。

4| (略)

(地域管理経営計画)

第六条 (略)

2 地域管理経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 五 (略)

六 森林法第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる国有林野の整備及び保全に関する事項

七| (略)

3| 第四条第三項の規定は、地域管理経営計画について準用する。

4・5| (略)

6 森林管理局長は、国有林野事業及び国有林野に係る施策の一体的な推進のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事及び関係市町村長に必要な協力を要請することができる。

(国有林野の貸付け、売払い等)

第七条 第二条第一項第一号の国有林野は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、契約により、貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用（収益を含む。以下同じ。）させることができる。

一 五 (略)

2 (略)

第八条 第二条第一項第二号の国有林野を売り払い、貸し付け、又は使用させようとする場合において、次に掲げる者からその買受け、借受け又は使用の申請があつたときは、これを他に優先させなければならぬ。

3| (略)

(地域管理経営計画)

第六条 (略)

2 地域管理経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 五 (略)

六| (略)

3・4| (略)

(国有林野の貸付、売払等)

第七条 第二条第一号の国有林野は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、契約により、貸し付け、又は貸付以外の方法により使用（収益を含む。以下同じ。）させることができる。

一 五 (略)

2 (略)

第八条 第二条第二号の国有林野を売り払い、貸し付け、又は使用させようとする場合において、左に掲げる者からその買受、借受又は使用の申請があつたときは、これを他に優先させなければならない。

一〇四 (略)

(分収造林契約の存続期間)

第十二条 分収造林契約の存続期間は、八十年を超えることができない。
ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐期施業を行うため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有する公益的機能の維持増進を図るため適当であると認めるときは、これを延長することができる。

2| 前項ただし書の規定により延長する期間は、一回ごとに八十年を超えることができない。

3| (略)

(分収造林契約の解除)

第十七条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、国又は公共団体において分収林を公用、公共用又は公益事業の用に供する必要を生じたときは、分収造林契約を解除することができる。

4・5 (略)

(分収育林契約の存続期間)

第十七条の五 分収育林契約の存続期間は、六十年を超えることができない。
ただし、農林水産大臣は、費用負担者から長伐期施業を行うため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有する公益的機能の維持増進を図るため適当であると認めるときは、これを延長することができる。

2| 前項ただし書の規定により延長する期間は、一回ごとに六十年を超えることができない。

3| (略)

一〇四 (略)

(分収造林契約の存続期間)

第十二条 分収造林契約の存続期間は、八十年を超えることができない。

2| (略)

(分収造林契約の解除)

第十七条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、国又は公共団体において分収林を公用、公共用又は国の企業若しくは公益事業の用に供する必要を生じたときは、分収造林契約を解除することができる。

4・5 (略)

(分収育林契約の存続期間)

第十七条の五 分収育林契約の存続期間は、六十年を超えることができない。

2| (略)

(共用林野の設定) 第十八条 農林水産大臣は、国有林野の経営と当該国有林野の所在する地方の市町村の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るため必要であると認めるときは、契約により、当該市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住所を有する者に対し、これらの者が当該国有林野を次に掲げる用途に共同して使用する権利を取得させることができる。 一 三 (略) 四 エネルギー源として共同の利用に供するための林産物その他農林水産省令で定める林産物の採取 五 耕作に付随して飼養する家畜の放牧 2 4 (略)	(共用林野の設定) 第十八条 農林水産大臣は、国有林野の経営と当該国有林野の所在する地方の市町村の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るため必要であると認めるときは、契約により、当該市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住所を有する者に対し、これらの者が当該国有林野を左に掲げる用途に共同して使用する権利を取得させることができる。 一 三 (略) 四 農林水産省令で定める林産物の採取 五 耕作に付随して飼養する家畜の放牧 2 4 (略)
--	---

改 正 案	現 行
目次 第一章・第二章（略） 第二章の二 営林の助長及び監督等 第一節（略） 第二節 森林整備協定の締結の促進（第十条の十三・第十条の十四） 第二節の二 公益的機能維持増進協定（第十条の十五―第十条の十九） 第三節・第四節（略） 第三章―第八章（略） 附則 第二章の二 営林の助長及び監督等 （伐採及び伐採後の造林の届出） 第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採年齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一 三 （略） 四 第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項	目次 第一章・第二章（略） 第二章の二 営林の助長及び監督等 第一節（略） 第二節 森林整備協定の締結の促進（第十条の十三・第十条の十四） 第二節の二 公益的機能維持増進協定（第十条の十五―第十条の十九） 第三節・第四節（略） 第三章―第八章（略） 附則 第二章の二 営林の助長及び監督等 （伐採及び伐採後の造林の届出） 第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採年齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一 三 （略）

に規定する公益的機能維持増進協定（その変更につき第十条の十八において準用する第十条の十七第一項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの）に基づいて伐採する場合

五十二（略）

2 前項第十号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

第二節の二 公益的機能維持増進協定

（公益的機能維持増進協定）

第十条の十五 森林管理局長は、第七条の二第一項の森林計画に定められた公益的機能別施業森林区域内に存する国有林の有する公益的機能の維持増進を図るため必要があると認めるときは、当該国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該森林所有者等及び当該民有林の土地の所有者と次に掲げる事項を定めた協定（以下「公益的機能維持増進協定」という。）を締結して、当該公益的機能維持増進協定の目的となる森林の区域（以下「公益的機能維持増進協定区域」という。）内に存する森林の整備及び保全を行うことができる。

一 公益的機能維持増進協定区域及びその面積

二 森林管理局又は森林所有者等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他公益的機能維持増進協定区域内に存する森林の整備及び保全に関する事項

三 前号に掲げる事項を実施するために必要な林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項

四 前二号に掲げる事項の実施に要する費用の負担

五 公益的機能維持増進協定の有効期間

六 公益的機能維持増進協定に違反した場合の措置

四十一（略）

2 前項第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

2| 公益的機能維持増進協定については、公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の森林所有者等及び当該民有林の土地の所有者の全員の合意がなければならない。

3| 公益的機能維持増進協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

4| 公益的機能維持増進協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一| 国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものであること。

二| 民有林の有する公益的機能の維持増進に寄与するものであること。

三| 森林の利用を不当に制限するものでないこと。

四| 公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林又は当該公益的機能維持増進協定区域に近接する民有林において、都道府県が治山事業（第四十一条第三項に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はぼた山に關して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事又は同法第四十一条のぼた山崩壊防止工事に関する事業をいう。以下この号及び次項において同じ。）を行い、又は行おうとしているときは、当該治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること。

五| 第一項各号に掲げる事項について農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

5| 森林管理局長は、公益的機能維持増進協定を締結しようとする場合において、当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林又は当該公益的機能維持増進協定区域に近接する民有林において都道府県が治山事業を行い、又は行おうとしているときは、あらかじめ、当該都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

（公益的機能維持増進協定の縦覧等）

第十条の十六 森林管理局長は、公益的機能維持増進協定を締結しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該公益的機能維持増進協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該公益的機能維持増進協定について、森林管理局長に意見書を提出することができる。

3 森林管理局長は、第一項の縦覧期間満了後、当該公益的機能維持増進協定について、その区域内に当該公益的機能維持増進協定の目的となる森林が存する市町村の長の意見を聴かなければならない。

（公益的機能維持増進協定の公告等）

第十条の十七 森林管理局長は、公益的機能維持増進協定を締結したときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該公益的機能維持増進協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、公益的機能維持増進協定区域である旨を当該公益的機能別施業森林区域内に明示しなければならない。

2 森林管理局長は、前項の規定による公告をした場合には、遅滞なく、その旨をその区域内に当該公益的機能維持増進協定の目的となる森林が存する市町村の長に通知しなければならない。

（公益的機能維持増進協定の変更）

第十条の十八 第十条の十五第二項から第五項まで及び前二条の規定は、公益的機能維持増進協定において定めた事項の変更について準用する。

（公益的機能維持増進協定の効力）

第十条の十九 第十条の十七第一項（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた公益的機能維持増進協定は、その公告のあつた後において当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有

林の森林所有者等又は当該民有林の土地の所有者となつた者に対して
も、その効力があるものとする。

第二十六条の二 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする場合において、当該解除をしようとする保安林が次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 (略)

二 その全部又は一部が第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事若しくは同法第四十一条のぼた山崩壊防止工事の施行に係る土地の区域内にある保安林

第二十六条の二 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする場合において、当該解除をしようとする保安林が次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 (略)

二 その全部又は一部が第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第四項に規定する地すべり防止工事若しくは同法第四十一条のぼた山崩壊防止工事の施行に係る土地の区域内にある保安林

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 各特別会計の目的、管理及び経理 第一節―第十一節（略） 第十二節 削除 第十三節―第十八節（略） 第三章（略） 附則 （設置） 第二条 次に掲げる特別会計を設置する。 一―十一（略） 十二 削除 十三―十八（略） 2（略） 第十二節 削除 第百五十八条から第百七十一条まで 削除	目次 第一章（略） 第二章 各特別会計の目的、管理及び経理 第一節―第十一節（略） 第十二節 国有林野事業特別会計（第百五十八条―第百七十一条） 第十三節―第十八節（略） 第三章（略） 附則 （設置） 第二条 次に掲げる特別会計を設置する。 一―十一（略） 十二 国有林野事業特別会計 十三―十八（略） 2（略） 第十二節 国有林野事業特別会計 （目的） 第百五十八条 国有林野事業特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資するため、国有林野事業等に関する経理を明確にすることを目指す。 2 この節において「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野（以下この節において「国有林野」という。）の管理経営の事業及

びその附帯業務をいう。

3 第一項の「国有林野事業等」とは、国有林野事業及び次に掲げるものをいう。

一 治山事業で国が施行するもの（以下この節において「直轄治山事業」という。）

二 次項各号に掲げる事業に係る第五項各号に掲げる事業で国が施行するものの管理

4 この節において「治山事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業

二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はぼた山に關して同法第三条若しくは第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、治山事業に含まれないものとする。

一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

（管理）

第百五十九条 国有林野事業特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(資本)

第百六十条 国有林野事業特別会計においては、附則第六十六条第八号の規定による国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の廃止の際における同法に基づく国有林野事業特別会計に属する土地、森林、原野、建物、工作物、機械その他の設備、貯蔵物品等の資産及び将来国有林野事業特別会計に所属する資産の金額をもって資本とする。

(経理原則)

第百六十一条 国有林野事業特別会計の経理は、現金の収納又は支払の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行う。

(歳入及び歳出)

第百六十二条 国有林野事業特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国有林野の産物及び製品その他この会計に属する物品の処分による収入

ロ 国有林野その他この会計に属する国有財産の管理又は処分による収入

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ホ 直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金

ヘ 第百七十一条の規定に基づき受託した業務による収入

ト 借入金

チ 第百六十九条第二項の規定による一時借入金の借換え及び融通証券の発行による収入金

リ 附属雑収入

二 歳出

イ 国有林野の管理経営に関する経費

- ロ 直轄治山事業に関する経費
- ハ 第百五十八条第三項第二号の事業に関する事務取扱費
- ニ 第百七十一条の規定に基づき受託した業務に関する経費
- ホ 借入金の償還金及び利子
- ヘ 一時借入金及び融通証券の利子
- ト 第百六十九条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券の償還金及び利子
- チ 融通証券の発行及び償還に関する諸費
- リ 附属諸費

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第百六十三条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、国有林野事業特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書
- 二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 三 前々年度の財産目録
- 四 前々年度の直轄治山事業に係る事業実績表
- 五 前年度及び当該年度の直轄治山事業に係る事業計画表

(一般会計からの繰入対象経費)

第百六十四条 国有林野事業特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

- 一 国有林野のうち森林法第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公益的機能が高い森林（次号において「公益林」という。）における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費
- 二 前号に掲げるもののほか、国有林野における森林法第二十五条第一項又は第二項の規定による保安林の指定のための調査に要する経費その他の公益林の管理に関する事務に要する経費

三 森林法第七条の二第一項の規定に基づく森林計画の作成に要する経費

四 国有林野を利用して行う森林及び林業に関する知識の普及並びに林業技術の指導に要する経費

五 国有林野の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で政令で定めるもの

六 直轄治山事業に関する費用で国庫が負担するもの及び第百五十八条第三項第二号の事業に関する事務取扱費

(利益及び損失の処理)

第百六十五条 国有林野事業特別会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合には、次項ただし書の規定により繰り越した損失をその利益の額をもって補足し、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、利益積立金及び特別積立金として積み立てるものとする。

2 国有林野事業特別会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じた場合には、利益積立金の額からその損失の額に相当する額を減額して整理するものとする。ただし、その損失の額が利益積立金の額を超過するときはその超過額を、利益積立金がないときはその損失の額を、それぞれ翌年度に繰り越して整理するものとする。

3 国有林野事業特別会計における前年度からの持越現金のうち歳出の財源に充てることができる金額(前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てるべき金額を除く。)から次条第一項の規定により特別積立金引当資金に組み入れられる金額を控除した金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(特別積立金引当資金)

第百六十六条 国有林野事業特別会計において、毎会計年度、前年度からの持越現金(特別積立金引当資金に属するものを除く。)のうち歳

出の財源に充てることができる金額（前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てることができる金額を除く。）がある場合には、当該金額のうち、特別積立金の残高に相当する金額から特別積立金引当資金の残高に相当する金額を控除した金額に達するまでの金額を、当該年度末までに、特別積立金引当資金に組み入れるものとする。

2 特別積立金引当資金は、国有林野事業特別会計から一般会計に繰り入れる場合に限り、予算で定めるところにより、使用することができる。

3 前項の規定により特別積立金引当資金を使用した場合には、特別積立金の額からその使用した額に相当する額を減額して整理するものとする。

（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第百六十七条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、国有林野事業特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該年度の貸借対照表及び損益計算書
- 二 当該年度の財産目録
- 三 当該年度の直轄治山事業に係る事業実績表

（借入金対象経費）

第百六十八条 国有林野事業特別会計における借入金対象経費は、国有林野事業に係る事業施設費とする。

（融通証券等）

第百六十九条 国有林野事業特別会計においては、融通証券を発行することができる。

2 第十五条第四項の規定にかかわらず、国有林野事業特別会計において、歳入不足のために一時借入金又は融通証券を償還することができる場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負

(目的)

第百九十八条 (略)

2 この節において「治水事業」とは、次に掲げる事業で国が施行するものをいう。ただし、治水関係災害復旧事業関係事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下この節において「災害復旧事業」という。）並びに災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であって、再度災害を

担において、一時借入金
の借換え又は融通証券の発行をすることができる。この場合における第十七条の規定の適用については、同条中「借入金」とあるのは、「借入金、第百六十九条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券」とする。

3 前項の規定により借り換えた一時借入金又は発行した融通証券は、その借換え又は発行をしたときから一年内に償還しなければならない。

4 国有林野事業特別会計においては、特別積立金引当資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(繰越し)

第百七十条 国有林野事業特別会計において、支払義務の生じた歳出金で当該年度内に支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

(森林の管理経営等の受託)

第百七十一条 国有林野事業及び直轄治山事業の運営に妨げのない限り、国有林野事業特別会計の負担において、一般の委託により、森林の管理経営、木材の加工若しくは林業に関する機械施設の工作又は林業に関する試験、検査及び調査をすることができる。

(目的)

第百九十八条 (略)

2 この節において「治水事業」とは、次に掲げる事業で国が施行するものをいう。ただし、治水関係災害復旧事業関係事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下この節において「災害復旧事業」という。）並びに災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であって、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険

防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの及び地震による地盤の変動のために必要を生じた河川に関する政令で定める事業をいう。以下この節において同じ。）を除く。

一・二 (略)

三 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第一号若しくは第三号ロに規定する地すべり地域又はぼた山に關して同法第三条若しくは第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

四 (略)

3ゝ7 (略)

(歳入及び歳出)

第二百二十四条 東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イゝニ (略)

ホ 砂防法第十四条第二項、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項若しくは第二項、港湾法第五十二条第二項、公共土木施設災害復旧事業費国库負担法第五条、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第一項、道路法第五十条第二項、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十二条の三第一項若しくは第二項、海岸法第二十六条第一項若しくは第二項、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条第一項から第三項まで、河川法第六十条第一項、第六十六条若しくは第七十条の二第一項、独立行政法人水資源機構法第二十二條第三項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五

な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの及び地震による地盤の変動のために必要を生じた河川に関する政令で定める事業をいう。以下この節において同じ。）を除く。

一・二 (略)

三 地すべり等防止法第五十一条第一項第一号若しくは第三号ロに規定する地すべり地域又はぼた山に關して同法第三条若しくは第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

四 (略)

3ゝ7 (略)

(歳入及び歳出)

第二百二十四条 東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イゝニ (略)

ホ 砂防法第十四条第二項、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項若しくは第二項、港湾法第五十二条第二項、公共土木施設災害復旧事業費国库負担法第五条、森林法第四十六条第一項、道路法第五十条第二項、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十二条の三第一項若しくは第二項、海岸法第二十六条第一項若しくは第二項、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条第一項から第三項まで、河川法第六十条第一項、第六十六条若しくは第七十条の二第一項、独立行政法人水資源機構法第二十二條第三項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五

条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項若しくは第十一条第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項又は東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十六条第八項の規定による負担金で復興事業に係るもの

へ（略）

附則

第四十二条から第四十五条まで 削除

項、第八条第三項、第十条第五項若しくは第十一条第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項又は東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十六条第八項の規定による負担金で復興事業に係るもの

へ（略）

附則

（国有林野事業特別会計における借入金の特例）

第四十二条 当分の間、第十三条の規定にかかわらず、国有林野事業特別会計においては、事業施設費以外の国有林野事業（第五十八条第二項に規定する国有林野事業をいう。附則第四十五条において同じ。）に係る事業費を支弁するために必要がある場合には、同会計の負担において、借入金を行うことができる。

2| 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。
3| 第一項の規定による借入金の限度額は、予算をもって、国会の議決を経なければならない。ただし、当該限度額は、国有林野事業特別会計の資産に属する製品の当該年度末現在における在庫見込額から前年度末現在における在庫額を控除して得た金額を超えてはならない。

（国有林野事業特別会計における特別積立金引当資金の使用に関する特例）

第四十三条 当分の間、第一百六十六条第二項の規定にかかわらず、特別積立金引当資金の使用については、次に定めるところによる。

一 特別積立金引当資金は、独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第八条第一項に規定する業務（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）によ

る廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）（第十一条第一項第六号の事業に係るものに限る。）の財源に充てるものとして国有林野事業特別会計から独立行政法人森林総合研究所に出資する場合に、予算で定めるところにより、使用することができる。

二 特別積立金引当資金は、前号に定める使用を妨げない範囲内において、林業の振興のために必要な経費その他の経費の財源に充てるものとして国有林野事業特別会計から一般会計に繰り入れる場合に、予算で定めるところにより、使用することができる。

2 前項第一号の規定により特別積立金引当資金を使用した場合には、その使用した額に相当する額を特別積立金から利益積立金に組み替えて整理するものとし、同項第二号の規定により特別積立金引当資金を使用した場合には、その整理については、第百六十六条第三項の規定を準用する。

（国有林野事業特別会計の歳入及び歳出の特例）

第四十四条 第百六十二条の規定によるほか、独立行政法人森林総合研究所法第十二条第三項の規定による納付金のうち国有林野事業特別会計に帰属するものは同会計の歳入とし、前条第一項第一号に規定する独立行政法人森林総合研究所に対する出資金は同会計の歳出とする。

（国有林野事業特別会計における公有林野等官行造林法の規定に基づき締結された契約）

第四十五条 公有林野等官行造林法を廃止する法律（昭和三十六年法律第八十八号）の施行前に公有林野等官行造林法（大正九年法律第七号）の規定に基づき締結された契約に係る事業は、国有林野事業とみなす。

（暫定的に設置する特別会計）

第六十七条 （略）

（暫定的に設置する特別会計）

第六十七条 （略）

2 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び経理については、附則第六十八條から第二百六條までに定めるとおりとする。

3 (略)

第六十七條の二 国有林野事業債務管理特別会計を、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号。附則第二百六條の二及び第二百六條の六において「管理経営法等改正法」という。）の施行の日から同会計の負担に属する借入金に係る債務の処理が終了する日の属する年度（附則第二百六條の二及び第二百五十九條の二において「債務処理終了年度」という。）の末日までの期間に限り、設置する。

2 国有林野事業債務管理特別会計の目的、管理及び経理については、附則第二百六條の二から第二百六條の七までに定めるとおりとする。

3 国有林野事業債務管理特別会計に対する第十三條第一項の規定の適用については、同項中「次章」とあるのは、「附則第二百六條の六」とする。

(国有林野事業債務管理特別会計の設置の目的)

第二百六條の二 管理経営法等改正法附則第四條第一項に規定する旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理に関する経理は、管理経営法等改正法の施行の日から債務処理終了年度の末日までの間、国有林野事業債務管理特別会計において行うものとする。

(国有林野事業債務管理特別会計の管理)

第二百六條の三 国有林野事業債務管理特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(国有林野事業債務管理特別会計の歳入及び歳出)

第二百六條の四 国有林野事業債務管理特別会計における歳入及び歳出

2 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び経理については、次条から附則第二百六條までに定めるとおりとする。

3 (略)

は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 借入金

ハ 一時借入金の借換えによる収入金

ニ 附属雑収入

二 歳出

イ 借入金の償還金及び利子

ロ 一時借入金の利子

ハ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ニ 附属諸費

(一般会計から国有林野事業債務管理特別会計への繰入れ)

第二百六条の五 第六条の規定にかかわらず、借入金の償還金、一時借入金の利子並びに借り換えた一時借入金の償還金及び利子の財源に充てるため、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度の国有林野(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第一項に規定する国有林野をいう。以下この項において同じ。)の産物及び製品の売払い並びに国有林野の管理又は処分による収入額から、当該売払い及び管理又は処分のために要する費用の額を控除した額に相当する金額(以下この項において「繰入相当額」という。)の予算額に、当該年度の前年度以前の年度における繰入相当額の決算額でまだ国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該予算額から当該前年度以前の年度において当該決算額を超えて同会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入れのほか、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度において支払うべき借入金の利子に充てるべき金額を、一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れるものと

する。

（国有林野事業債務管理特別会計における借入金対象経費）

第二百六条の六 国有林野事業債務管理特別会計における借入金対象経費は、管理経営法等改正法附則第四条第五項ただし書の規定により同会計に帰属するものとされた借入金（当該借入金の償還に充てるため順次借り換えられたものを含む。）の償還金の財源に充てるために必要な経費とする。

（国有林野事業債務管理特別会計における一時借入金の借換え）

第二百六条の七 第十五条第四項の規定にかかわらず、国有林野事業債務管理特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定により借換えをした一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

（国有林野事業債務管理特別会計の廃止に伴う経過措置）

第二百五十九条の二 国有林野事業債務管理特別会計の債務処理終了年度の収入及び支出並びに債務処理終了年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、同会計の債務処理終了年度の翌年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 債務処理終了年度の末日において、国有林野事業債務管理特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

3 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

改 正 案	現 行
特定独立行政法人の労働関係に関する法律 目次 第一章―第六章（略） 第七章 雑則（第三十六条・第三十七条） 附則 （目的及び関係者の義務） 第一条 この法律は、特定独立行政法人の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的かつ平和的調整を図るよう団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、特定独立行政法人の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。 2 国家の経済と国民の福祉に対する特定独立行政法人の重要性に鑑み、この法律で定める手続に關与する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、かつ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を尽くさなければならない。 （定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 （略） （削る。） （削る。） （削る。）	特定独立行政法人等の労働関係に関する法律 目次 第一章―第六章（略） 第七章 雑則（第三十六条―第三十八条） 附則 （目的及び関係者の義務） 第一条 この法律は、特定独立行政法人等の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的かつ平和的調整を図るよう団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、特定独立行政法人等の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。 2 国家の経済と国民の福祉に対する特定独立行政法人等の重要性にかんがみ、この法律で定める手続に關与する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、かつ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を尽くさなければならない。 （定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 （略） 二 国有林野事業 国有林野事業（国有林野事業特別会計において事務を取り扱う治山事業を含む。）及びこれに附帯する事業をいう。 三 特定独立行政法人等 特定独立行政法人及び国有林野事業を行う国の経営する企業をいう。

二 職員 特定独立行政法人に勤務する一般職に属する国家公務員をいう。

(労働組合法との関係等)

第三条 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条、第十八条、第二十四条の二第一項及び第二項、第二十七条の十三第二項、第二十八条、第三十一条並びに第三十二条の規定を除く。）の定めるところによる。この場合において、同法第六条中「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」とあり、及び同法第七条第二号中「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるのは「労働組合を代表する交渉委員」と、同条第四号中「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整」とあるのは「特定独立行政法人の労働関係に関する法律による紛争の調整」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(職員の団結権)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 特定独立行政法人は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を委員会に通知しなければならない。

5 (略)

(組合のための職員の行為の制限)

第七条 職員は、組合の業務に専ら従事することができない。ただし、特定独立行政法人の許可を受けて、組合の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、特定独立行政法人が相当と認める場合に与

四 職員 特定独立行政法人等に勤務する一般職に属する国家公務員をいう。

(労働組合法との関係等)

第三条 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条、第十八条、第二十四条の二第一項及び第二項、第二十七条の十三第二項、第二十八条、第三十一条並びに第三十二条の規定を除く。）の定めるところによる。この場合において、同法第六条中「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」とあり、及び同法第七条第二号中「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるのは「労働組合を代表する交渉委員」と、同条第四号中「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整」とあるのは「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律による紛争の調整」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(職員の団結権)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 特定独立行政法人等は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を委員会に通知しなければならない。

5 (略)

(組合のための職員の行為の制限)

第七条 職員は、組合の業務に専ら従事することができない。ただし、特定独立行政法人等の許可を受けて、組合の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、特定独立行政法人等が相当と認める場合に与

えることができるものとし、これを与える場合においては、特定独立行政法人は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 5 (略)

(団体交渉の範囲)

第八条 第十一条及び第十二条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、特定独立行政法人の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

一 四 (略)

(交渉委員等)

第九条 特定独立行政法人と組合との団体交渉は、専ら、特定独立行政法人を代表する交渉委員と組合を代表する交渉委員とにより行う。

第十条 特定独立行政法人を代表する交渉委員は当該特定独立行政法人が、組合を代表する交渉委員は当該組合が指名する。

2 特定独立行政法人及び組合は、交渉委員を指名したときは、その名簿を相手方に提示しなければならない。

(苦情処理)

第十二条 特定独立行政法人及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、特定独立行政法人を代表する者及び職員を代表する者各同数をもって構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

2 (略)

第十三条から第十六条まで 削除

与えることができるものとし、これを与える場合においては、特定独立行政法人等は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 5 (略)

(団体交渉の範囲)

第八条 第十一条及び第十二条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、特定独立行政法人等の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

一 四 (略)

(交渉委員等)

第九条 特定独立行政法人等と組合との団体交渉は、専ら、特定独立行政法人等を代表する交渉委員と組合を代表する交渉委員とにより行う。

第十条 特定独立行政法人等を代表する交渉委員は当該特定独立行政法人等が、組合を代表する交渉委員は当該組合が指名する。

2 特定独立行政法人等及び組合は、交渉委員を指名したときは、その名簿を相手方に提示しなければならない。

(苦情処理)

第十二条 特定独立行政法人等及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、特定独立行政法人等を代表する者及び職員を代表する者各同数をもって構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

2 (略)

第十三条から第十五条まで 削除

(資金の追加支出に対する国会の承認の要件)

(争議行為の禁止)

第十七条 職員及び組合は、特定独立行政法人に対して同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員並びに組合の組合員及び役員は、このような禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおつてはならない。

2 特定独立行政法人は、作業所閉鎖をしてはならない。

(特定独立行政法人担当委員)

第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長（次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人担当公益委員」という。）、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人担当使用者委員」という。）並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「

第十六条 国有林野事業を行う国の経営する企業の予算上又は資金上、

不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。また、国会によつて所定の行為がされるまでは、そのような協定に基づいていかなる資金といえども支出してはならない。

2 前項の協定をしたときは、政府は、その締結後十日以内に、事由を附しこれを国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中のときは、国会召集後五日以内に付議しなければならない。国会による承認があつたときは、この協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。

(争議行為の禁止)

第十七条 職員及び組合は、特定独立行政法人等に対して同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員並びに組合の組合員及び役員は、このような禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおつてはならない。

2 特定独立行政法人等は、作業所閉鎖をしてはならない。

(特定独立行政法人等担当委員)

第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長（次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人等担当公益委員」という。）、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の経営する企業の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当使用者委員」という。）並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項

特定独立行政法人担当労働者委員」という。)のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に必要な事項は、政令で定める。

(あつせん)

第二十六条 委員会は、特定独立行政法人とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんは、委員会の会長が特定独立行政法人担当公益委員、特定独立行政法人担当使用者委員若しくは特定独立行政法人担当労働者委員若しくは第二十九条第四項の調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

3 3 6 (略)

(調停委員会)

第二十九条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、特定独立行政法人等を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織する。ただし、特定独立行政法人を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならない。

2 公益を代表する調停委員は特定独立行政法人担当公益委員のうちから、特定独立行政法人を代表する調停委員は特定独立行政法人担当使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は特定独立行政法人担当労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3 3 5 (略)

(仲裁委員会)

第三十四条 (略)

2 仲裁委員会は、特定独立行政法人担当公益委員の全員をもつて充て

に規定する四人の委員(次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当労働者委員」という。)のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に必要な事項は、政令で定める。

(あつせん)

第二十六条 委員会は、特定独立行政法人等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんは、委員会の会長が特定独立行政法人等担当公益委員、特定独立行政法人等担当使用者委員若しくは特定独立行政法人等担当労働者委員若しくは第二十九条第四項の調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

3 3 6 (略)

(調停委員会)

第二十九条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、特定独立行政法人等を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織する。ただし、特定独立行政法人等を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならない。

2 公益を代表する調停委員は特定独立行政法人等担当公益委員のうちから、特定独立行政法人等を代表する調停委員は特定独立行政法人等担当使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は特定独立行政法人等担当労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3 3 5 (略)

(仲裁委員会)

第三十四条 (略)

2 仲裁委員会は、特定独立行政法人等担当公益委員の全員をもつて充

る仲裁委員又は委員会の会長が特定独立行政法人担当公益委員のうちから指名する三人の仲裁委員で組織する。

3 (略)

(委員会の裁定)

第三十五条 特定独立行政法人とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。

2 (略)

(削る。)

第七章 雑則

(削る。)

る仲裁委員又は委員会の会長が特定独立行政法人等担当公益委員のうちから指名する三人の仲裁委員で組織する。

3 (略)

(委員会の裁定)

第三十五条 特定独立行政法人等とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。

2 (略)

3 政府は、国有林野事業を行う国の経営する企業とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、国有林野事業を行う国の経営する企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする裁定については、第十六条の定めるところによる。

第七章 雑則

(抗告訴訟の取扱い)

第三十六条 委員会は、この法律及び労働組合法の規定に基づいて委員会がした処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいい、労働組合法第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。）であつて、国有林野事業を行う国の経営する企業、当該企業の職員（労働組合に加入し、若しくは加入しようとしていること又は労働組合から脱退しようとしていないことを理由として、当該企業の職員として採用されなかつた者を含む。）若しくは当該企業の職員が結成し、若しくは加入する組合（以下この項において「国有林野企業等」と総称する。）に対してしたもの又は国有林野企業等に係る行政事件訴訟法第十一條第一項（同法第三十

(主務大臣)

第三十六条 第二十七条第五号及び第三十三条第五号に規定する主務大臣は、厚生労働大臣及び特定独立行政法人を所管する大臣（当該調停又は仲裁に係る特定独立行政法人を所管する大臣に限る。）とする。

(他の法律の適用除外)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 特定独立行政法人及び職員に係る処分であつて第三条第一項の規定により読み替えられた労働組合法第七条各号に該当するものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

附 則

1・2 (略)

3 第七条の規定の適用については、特定独立行政法人の運営の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もつて特定独立行政法人の効率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とする。

八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による国を被告とする訴訟について、国を代表する。

2 前項の訴訟においては、委員会に対しては、国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第六条の規定は、適用しない。

(主務大臣)

第三十七条 第二十七条第五号及び第三十三条第五号に規定する主務大臣は、厚生労働大臣並びに特定独立行政法人を所管する大臣（当該調停又は仲裁に係る特定独立行政法人を所管する大臣に限る。）及び農林水産大臣（国有林野事業を行う国の経営する企業に関するものに限る。）とする。

(他の法律の適用除外)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 特定独立行政法人等及び職員に係る処分であつて第三条第一項の規定により読み替えられた労働組合法第七条各号に該当するものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

附 則

1・2 (略)

3 第七条の規定の適用については、特定独立行政法人等の運営の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて特定独立行政法人等の効率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とする。

○ 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第八条の二（略） ②・③（略） ④ 特別調整委員のうち、使用者を代表する者は使用者団体の推薦に基づいて、労働者を代表する者は労働組合の推薦に基づいて、公益を代表する者は当該労働委員会の使用者を代表する委員（特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十五条に規定する特定独立行政法人担当使用者委員（次条において「特定独立行政法人担当使用者委員」という。）を除く。）及び労働者を代表する委員（同法第二十五条に規定する特定独立行政法人担当労働者委員（次条において「特定独立行政法人担当労働者委員」という。）を除く。）の同意を得て、任命されるものとする。 ⑤・⑥（略） 第八条の三 中央労働委員会が第十条のあつせん員候補者の委嘱及びその名簿の作成、第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、第十八条第四号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、使用者を代表する委員のうち特定独立行政法人担当使用者委員以外の委員（第二十一条第一項において「一般企業担当使用者委員」という。）、労働者を代表する委員のうち特定独立行政法人担当労働者委員以外の委員（第二十一条第一項において「特定独立行政法人担当労働者委員」という。）並びに公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する十人の委員及び会長（第二十一条第一項及び第三十一条の二において「一般企業担当公益委員」という。）のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。	第八条の二（略） ②・③（略） ④ 特別調整委員のうち、使用者を代表する者は使用者団体の推薦に基づいて、労働者を代表する者は労働組合の推薦に基づいて、公益を代表する者は当該労働委員会の使用者を代表する委員（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十五条に規定する特定独立行政法人等担当使用者委員（次条において「特定独立行政法人等担当使用者委員」という。）を除く。）及び労働者を代表する委員（同法第二十五条に規定する特定独立行政法人等担当労働者委員（次条において「特定独立行政法人等担当労働者委員」という。）を除く。）の同意を得て、任命されるものとする。 ⑤・⑥（略） 第八条の三 中央労働委員会が第十条の幹旋員候補者の委嘱及びその名簿の作成、第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、第十八条第四号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、使用者を代表する委員のうち特定独立行政法人等担当使用者委員以外の委員（第二十一条第一項において「一般企業担当使用者委員」という。）、労働者を代表する委員のうち特定独立行政法人等担当労働者委員以外の委員（同項において「一般企業担当労働者委員」という。）並びに公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する十人の委員及び会長（同項及び第三十一条の二において「一般企業担当公益委員」という。）のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十二条（略） ②（略） ③ 前二項に規定する期間中に、次の各号のいづれかに該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。 一 三（略） 四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。第三十九条第八項において同じ。）をした期間 ④ 五（略） ⑧（略）	第十二条（略） ②（略） ③ 前二項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。 一 三（略） 四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。第三十九条第八項において同じ。）をした期間 ④ 五（略） ⑧（略）

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）（附則第十五条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二十三条（略） ②③④（略） ⑤ 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第七号及び第十号に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は前項に規定する物を買うい受ける場合に限る。 一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号） 二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号） 三 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号） 四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号） 五 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号） 六 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号） 七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号） 八 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号） 九 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号） 十 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号） 十一 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号） 十二 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号） 十三 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）	第二十三条（略） ②③④（略） ⑤ 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第八号及び第八号の二に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は第四項に規定する物を買うい受ける場合に限る。 一 国家公務員法 二 農業協同組合法 三 国家公務員共済組合法 三の二 地方公務員等共済組合法 四 消費生活協同組合法 五 水産業協同組合法 六 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律 七 労働組合法 八 中小企業等協同組合法 八の二 中小企業団体の組織に関する法律 九 地方公務員法 十 森林組合法 十一 地方公営企業等の労働関係に関する法律

⑥

(略)

⑥

(略)

○ 船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）（附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（有給休暇の付与） 第七十四条（略） ②・③（略） ④ 船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。）をした期間及び女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。 ⑤（略）	（有給休暇の付与） 第七十四条（略） ②・③（略） ④ 船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。）をした期間及び女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。 ⑤（略）

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職員団体のための職員の行為の制限） 第百八条の六 （略） ② （略） ③ 第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員として同法第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。 ④～⑥ （略）	（職員団体のための職員の行為の制限） 第百八条の六 （略） ② （略） ③ 第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号の職員として同法第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。 ④～⑥ （略）

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（抄）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（適用除外） 第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、<u>国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。）</u>、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。	（適用除外） 第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、<u>国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号の職員を除く。）</u>、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

○ 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）（抄）（附則第十八条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第四条 物品を国以外のものに時価よりも低い対価で譲渡することができるのは、前条及び他の法律に定める場合のほか、次に掲げる場合に限る。 一・二 （略） 三 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）<u>第二条第一項</u>に規定する国有林野の所在する地方の地方公共団体又は住民が震災、風水害、火災その他の災害により著しい被害を受けた場合において、当該地方公共団体に対し、当該林野の産物又はその加工品を災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による救助の用に供し、又は当該地方公共団体の管理に属する事務所、道路、橋その他の公用若しくは公共用施設の応急復旧の用に供するため譲渡するとき	第四条 物品を国以外のものに時価よりも低い対価で譲渡することができるのは、前条及び他の法律に定める場合のほか、次に掲げる場合に限る。 一・二 （略） 三 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）<u>第二条</u>に規定する国有林野の所在する地方の地方公共団体又は住民が震災、風水害、火災その他の災害により著しい被害を受けた場合において、当該地方公共団体に対し、当該林野の産物又はその加工品を災害救助法の規定による救助の用に供し、又は当該地方公共団体の管理に属する事務所、道路、橋その他の公用若しくは公共用施設の応急復旧の用に供するため譲渡するとき

改 正 案	現 行
（国有財産の分類及び種類） 第三条（略） 2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。 一 一三（略） 四 森林経営用財産 国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの 3（略） （削る。） （貸付契約の解除） 第二十四条 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除することができる。 2（略） （交換） 第二十七条 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要があるときは、それぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の四分の一を超えるとときは、この限りでない。 2・3（略）	（国有財産の分類及び種類） 第三条（略） 2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。 一 一三（略） 四 企業用財産 国において国の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの 3（略） 4 第二項第四号の国の企業については、政令で定める。 （貸付契約の解除） 第二十四条 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除することができる。 2（略） （交換） 第二十七条 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、それぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の四分の一を超えるとときは、この限りでない。 2・3（略）

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）（附則第二十條關係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二十二條 削除	(現業の行政機関に関する特例) 第二十二條 現業の行政機関については、特に法律の定めるところにより、第七條及び前條の規定にかかわらず、別段の定めをすることができ。

改 正 案	現 行
（設置の機関） 第四条 （略） 2 同一の各省各庁に所属する職員（当該各省各庁の所管する独立行政法人の職員を含む。）のみに貸与する目的で設置する宿舎（以下「省庁別宿舎」という。）を設置する場合で次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる各省各庁の長がその設置を行うものとする。 （削る。） 一 転用（宿舎の用に供し、又は供するものと決定した国有財産（以下この号において「宿舎用財産」という。）以外の国有財産を宿舎用財産とすることをいう。第九条において同じ。）、交換又は寄附の方法により設置する場合 当該転用若しくは交換をし、又は当該寄附を受ける各省各庁の長 二 （略） （費用及び使用料の所属区分） 第十九条 （略） （削る。）	（設置の機関） 第四条 （略） 2 同一の各省各庁に所属する職員（当該各省各庁の所管する独立行政法人の職員を含む。）のみに貸与する目的で設置する宿舎（以下「省庁別宿舎」という。）を設置する場合で次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる各省各庁の長がその設置を行うものとする。 一 事業を企業的に運営する特別会計（第十九条第二項において「事業特別会計」という。）の負担において設置する場合 当該特別会計を管理する各省各庁の長 二 転用（宿舎の用に供し、又は供するものと決定した国有財産（以下この号において「宿舎用財産」という。）以外の国有財産を宿舎用財産とすることをいう。第九条において同じ。）、交換又は寄附の方法により設置する場合 当該転用若しくは交換をし、又は当該寄附を受ける各省各庁の長 三 （略） （費用及び使用料の所属区分） 第十九条 （略） 2 事業特別会計の負担において設置する宿舎の設置等に要する費用の財源については、一般会計から繰入をしてはならない。

○ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）（附則第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（中央労働委員会の委員の任命等） 第十九条の三 （略） 2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち四人については、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、次条第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。）の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち四人については、特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する職員（以下この章において「特定独立行政法人職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 3ゝ6 （略） （委員の欠格条項） 第十九条の四 （略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。 一・二 （略） （削る。）	（中央労働委員会の委員の任命等） 第十九条の三 （略） 2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち四人については、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の四第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。）又は国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。）を行う国の経営する企業の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち四人については、特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員（以下この章において「特定独立行政法人職員」という。）又は国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員（以下この章において「国有林野事業職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 3ゝ6 （略） （委員の欠格条項） 第十九条の四 （略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。 一・二 （略） 三 国有林野事業職員又は国有林野事業職員が結成し、若しくは加入

する労働組合の組合員若しくは役員

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 (略)

(公益委員のみで行う権限)

第二十四条 (略)

2 中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属している事件に関するもののほか、特定独立行政法人職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

(中央労働委員会の管轄等)

第二十五条 中央労働委員会は、特定独立行政法人職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分(特定独立行政法人職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十一条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。)について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2 (略)

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争、国有林野事業を行う国の経営する企業と国有林野事業職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 (略)

(公益委員のみで行う権限)

第二十四条 (略)

2 中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属している事件に関するもののほか、特定独立行政法人職員及び国有林野事業職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

(中央労働委員会の管轄等)

第二十五条 中央労働委員会は、特定独立行政法人職員及び国有林野事業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分(特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十一条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。)について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2 (略)

○ 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）（抄）
 （附則第二十三条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（各特別会計からの繰入れ） 第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、労働保険特別会計、社会資本整備事業特別会計及び自動車安全特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。	（各特別会計からの繰入れ） 第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、国有林野事業特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、労働保険特別会計、社会資本整備事業特別会計及び自動車安全特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

改 正 案	現 行
第十一条の七 （略） 2 （略） 3 検察官であつた者又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下「特定独立行政法人職員等」という。）であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。 （広域異動手当） 第十一条の八 （略） 2 （略） 3 検察官であつた者、特定独立行政法人職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する	第十一条の七 （略） 2 （略） 3 検察官であつた者又は国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四十一号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下「給与特例法適用職員等」という。）であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。 （広域異動手当） 第十一条の八 （略） 2 （略） 3 検察官であつた者、給与特例法適用職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4・5 (略)

(通勤手当)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、検察官であつた者又は特定独立行政法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5・9 (略)

(単身赴任手当)

第十二条の二 (略)

2 (略)

3 検察官であつた者又は特定独立行政法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定に

4・5 (略)

(通勤手当)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5・9 (略)

(単身赴任手当)

第十二条の二 (略)

2 (略)

3 検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定によ

よる単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

第十四条 (略)

2 検察官であつた者又は特定独立行政法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地方官署又は準特地方官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。)、新たに特地方官署又は準特地方官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地方官署又は準特地方官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地方勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 (略)

る単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

第十四条 (略)

2 検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地方官署又は準特地方官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。)、新たに特地方官署又は準特地方官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地方官署又は準特地方官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地方勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 (略)

○ 国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二十八号）（抄）（附則第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 1 (略) 2 宿舍を、所属を異にする会計の間において、所管換若しくは所属替をし、又は所属を異にする会計をして使用させるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十五条の規定にかかわらず、当分の間、当該会計間において無償として整理することができる。	附 則 1 (略) 2 宿舍を、所属を異にする会計（事業を企業的に運営する特別会計を除く。以下同じ。）の間において、所管換若しくは所属替をし、又は所属を異にする会計をして使用させるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十五条の規定にかかわらず、当分の間、当該会計間において無償として整理することができる。

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の
実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）（抄）（附則第二十七条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（貸付契約の解除） 第五条 国有財産法第二十四条（同法第十九条及び第二十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第二条の規定により合衆国に国有の財産の使用を許すため必要を生じた場合について準用する。この場合において、国有財産法第二十四条中「国又は公共団体において公用、公用又は公益事業」とあるのは、「国においてアメリカ合衆国の軍隊」と読み替えるものとする。	（貸付契約の解除） 第五条 国有財産法第二十四条（同法第十九条及び第二十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第二条の規定により合衆国に国有の財産の使用を許すため必要を生じた場合について準用する。この場合において、国有財産法第二十四条中「国又は公共団体において公用、公用又は国の企業若しくは公益事業」とあるのは、「国においてアメリカ合衆国の軍隊」と読み替えるものとする。

○ 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）（抄）（附則第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（交換の特例） 第九条 普通財産のうち土地又は建物その他の土地の定着物は、国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要があるときは、国有財産法第二十七条第一項の規定による場合のほか、土地又は建物その他の土地の定着物と交換することができる。 2・3 （略）	（交換の特例） 第九条 普通財産のうち土地又は建物その他の土地の定着物は、国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、国有財産法第二十七条第一項の規定による場合のほか、土地又は建物その他の土地の定着物と交換することができる。 2・3 （略）

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（附則第二十八条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二十八条の二（略） 254（略） 5 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。	第二十八条の二（略） 254（略） 5 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）（附則第二十八条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（費用負担の原則） 第九十九条（略） 2・4（略） 5 専従職員（国家公務員法第八十条の二の職員団体又は特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。）である組合員（特定独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。 6・7（略）	（費用負担の原則） 第九十九条（略） 2・4（略） 5 専従職員（国家公務員法第八十条の二の職員団体又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。）である組合員（特定独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。 6・7（略）

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）（附則第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（社会保険労務士の業務） 第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。 一 一の四 （略） 一の五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。）に関するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。 一の六 三 （略） 2 4 （略）	（社会保険労務士の業務） 第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。 一 一の四 （略） 一の五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。）に関するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。 一の六 三 （略） 2 4 （略）

○ 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）（抄）（附則第二十八条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例） 第八条（略） 2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第三項又は第四項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の総務大臣が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数）」とする。	（自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例） 第八条（略） 2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第三項又は第四項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の総務大臣が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数）」とする。

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）（附則第二十九条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例） 第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（俸給月額の改定をする法令が制定され、又はこれに準ずる給与の支給の基準が定められた場合において、当該法令又は給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたこととがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。 一・二 （略） 2 （略） （勤続期間の計算） 第七条 （略） 2・3 （略） 4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。	（俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例） 第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（俸給月額の改定をする法令が制定され、又はこれに準ずる給与準則若しくは給与の支給の基準が定められた場合において、当該法令又は給与準則若しくは給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたこととがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。 一・二 （略） 2 （略） （勤続期間の計算） 第七条 （略） 2・3 （略） 4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。

5
8 (略)

附 則

1
23 (略)

24 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた俸給月額の減額改定で総務大臣が定めるものを除く。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この法律の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する一般職の職員に係る基本給月額に含まれる俸給の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる俸給月額に相当するものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

5
8 (略)

附 則

1
23 (略)

24 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた俸給月額の減額改定で総務大臣が定めるものを除く。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この法律の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する一般職の職員に係る基本給月額に含まれる俸給の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる俸給月額に相当するものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

○ 国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）（抄） （附則第三十一条関係） （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（市町村に対する交付金の交付） 第二条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の三月三十一日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付する。 一・二 （略） 三 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）<u>第二条第一項の国有林野に係る土地</u> 四・六 （略） 2 5 （略） 1 12 附 則 （略） （削る。） 13 16 （略）	（市町村に対する交付金の交付） 第二条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の三月三十一日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付する。 一・二 （略） 三 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）<u>第二条の国有林野に係る土地</u> 四・六 （略） 2 5 （略） 1 12 附 則 （略） （国有林野に係る特例） 13 当分の間、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の規定による国有林野事業特別会計において、<u>第二条第一項第三号の土地につき第三条第一項の規定によつて算定した交付金額の財源に不足を生ずる場合における交付金額の算定については、同項の規定にかかわらず、政令で特例を定めることができる。</u> 14 17 （略）

改 正 案	現 行
（用語の定義） 第二条 （略） 2 この法律において「庁舎等」とは、次に掲げるものをいう。 一 行政財産のうち国の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。） 二 国の事務又は事業の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地 3 （略）	（用語の定義） 第二条 （略） 2 この法律において「庁舎等」とは、次に掲げるものをいう。 一 行政財産のうち国の事務若しくは事業又は企業等の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。） 二 国の事務若しくは事業又は企業等の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地 3 （略）

○ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）（附則第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第四条の二 地すべり防止工事でこれに要する費用を社会資本整備事業特別会計の治水勘定又は業務勘定において支弁するものについては、第三十二条中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しないものとする。	附 則 第四条の二 地すべり防止工事でこれに要する費用を国有林野事業特別会計又は社会資本整備事業特別会計の治水勘定若しくは業務勘定において支弁するものについては、第三十二条中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しないものとする。

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）（抄）（附則第三十四条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
（介護休業手当金） 第七十条の三 組合員が介護休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたものをいう。以下この条において同じ。）をした場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服さなかつた期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。 2ゝ4 （略） （国の職員の取扱い） 第四百二十二条 （略） 2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			（介護休業手当金） 第七十条の三 組合員が介護休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第七項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたものをいう。以下この条において同じ。）をした場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服さなかつた期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。 2ゝ4 （略） （国の職員の取扱い） 第四百二十二条 （略） 2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第七十条の三第一項	（略）	（略）	第七十条の三第一項	（略）	（略）
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要			育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第七項において準用する同条第三項に規定する要		

3 5 (略)	(略)	
	(略)	介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたもの
	(略)	
3 5 (略)	(略)	
	(略)	介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたもの
	(略)	

○ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）（抄）（附則第三十四条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（短時間勤務職員の任期を定めた採用） 第五条（略） 2（略） 3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（第二号にあつては、承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。 一（略） 二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第六項の規定により読み替えて準用する同条第三項から第五項までの規定を最低基準として定める条例の規定による承認その他の処分 三（略）	（短時間勤務職員の任期を定めた採用） 第五条（略） 2（略） 3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（第二号にあつては、承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。 一（略） 二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第七項の規定により読み替えて準用する同条第三項から第五項までの規定を最低基準として定める条例の規定による承認その他の処分 三（略）

○ 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）（附則第三十五条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定員の総数の最高限度） 第一条（略） 2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。 一 三 （略） （削る。） 四 （略） （内閣府、各省等の定員） 第二条（略） （削る。）	（定員の総数の最高限度） 第一条（略） 2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。 一 三 （略） 四 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第五条に規定する常勤の職員 五 （略） （内閣府、各省等の定員） 第二条（略） 第三条 第一条第二項第四号に掲げる職員の定員は、政令で定める。

○ 自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）（抄）（附則第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（自転車専用道路等の設置） 第六条（略） 2 市町村である道路管理者が、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条に規定する河川区域（同法第五十八条の二の規定により指定されたものを含む。）内の土地又は国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野（以下この項において「国有林野」という。）である土地を利用して前項の道路を設置しようとする場合には、河川又は国有林野の管理者は、河川又は国有林野の管理上支障のない範囲内において、その設置に協力するものとする。 3 （略）	（自転車専用道路等の設置） 第六条（略） 2 市町村である道路管理者が、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条に規定する河川区域（同法第五十八条の二の規定により指定されたものを含む。）内の土地又は国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野（以下この項において「国有林野」という。）である土地を利用して前項の道路を設置しようとする場合には、河川又は国有林野の管理者は、河川又は国有林野の管理上支障のない範囲内において、その設置に協力するものとする。 3 （略）

○ 国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第百八号）（抄）（附則第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において「国有林野」とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）<u>第二条第一項に規定する国有林野をいい、「国有林野の活用」とは、同法、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）その他の法令の規定に基づき、国有林野を貸し付け、使用させ、交換し、売り払い、若しくは譲与し、国有林野の所管換若しくは所屬替をし、又は国有林野につき分収造林契約若しくは共用林野契約を締結することをいう。</u> 2 （略）	（定義） 第二条 この法律において「国有林野」とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）<u>第二条に規定する国有林野をいい、「国有林野の活用」とは、同法、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）その他の法令の規定に基づき、国有林野を貸し付け、使用させ、交換し、売り払い、若しくは譲与し、国有林野の所管換若しくは所屬替をし、又は国有林野につき分収造林契約若しくは共用林野契約を締結することをいう。</u> 2 （略）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2・3（略） 4 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一（略） 二 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国国家公務員法第八十八条の二第一項の職員（以下「一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの 5（略） （認証の取消し） 第八条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。 一 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）。 二 混合連合団体の構成員の総員中一般職の国家公務員の数、裁判所	（定義） 第二条（略） 2・3（略） 4 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一（略） 二 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国国家公務員法第八十八条の二第一項の職員（以下「非現業の一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの 5（略） （認証の取消し） 第八条 認証機関は、次の各号の一に該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。 一 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が非現業の一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）。 二 混合連合団体の構成員の総員中非現業の一般職の国家公務員の数

職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数合計数が過半数を占めなくなつたとき。

三六 (略)

2・3 (略)

(認証機関)

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一 一般職の国家公務員が組織する国家公務員職員団体 人事院

二四 (略)

五 一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員団体を含むもの（次号の混合連合団体を除く。） 人事院

六 一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、裁判所職員の数が一般職の国家公務員の数を超えるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に裁判所職員が組織する国家公務員職員団体を含むもの（これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員団体を含み、かつ、一般職の国家公務員の数に裁判所職員の数以上であるものを除く。） 最高裁判所

七 (略)

、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数合計数が過半数を占めなくなつたとき。

三六 (略)

2・3 (略)

(認証機関)

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一 非現業の一般職の国家公務員が組織する国家公務員職員団体 人事院

二四 (略)

五 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、非現業の一般職の国家公務員の数に裁判所職員の数以上であるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員団体を含むもの（次号の混合連合団体を除く。） 人事院

六 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、裁判所職員の数が非現業の一般職の国家公務員の数を超えるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に裁判所職員が組織する国家公務員職員団体を含むもの（これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員団体を含み、かつ、非現業の一般職の国家公務員の数に裁判所職員の数以上であるものを除く。） 最高裁判所

七 (略)

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）（附則第三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（公務員に関する特例） 第六十一条（略） 2（略） 3 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下この条において「特定独立行政法人」という。）の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあっては、第十一条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば同項ただし書各号のいずれにも該当するものに限る。）は、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長の承認を受けて、当該職員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二条第三号の厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条において「要介護家族」という。）の介護をするため、休業をすることができる。 4（略） 5 特定独立行政法人の長は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る期間のうち業務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならない。ただし、国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員のうち、第三項の規定による休業をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる者とし	（公務員に関する特例） 第六十一条（略） 2（略） 3 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号。以下この条において「給特法」という。）の適用を受ける国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあっては、第十一条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば同項ただし書各号のいずれにも該当するものに限る。）は、給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）の承認を受けて、当該国家公務員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二条第三号の厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条において「要介護家族」という。）の介護をするため、休業をすることができない。 4（略） 5 農林水産大臣等は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならない。ただし、国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員のうち、第三項の規定による休業をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる

て厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があった場合は、この限りでない。
(削る。)

6 | 前三項の規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）
（第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する
短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十一
条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば同項ただし書各号の
いずれにも該当するものに限る。）について準用する。この場合にお
いて、第三項中「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とある
のは「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一
項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織

者として厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があ
つた場合は、この限りでない。

6 | 前三項の規定は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）
第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下この条において「特
定独立行政法人」という。）の職員（国家公務員法第八十一条の五第
一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務すること
を要しない職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用す
るとしたならば同項ただし書各号のいずれにも該当するものに限る。
）について準用する。この場合において、第三項中「国有林野事業を
行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和
二十九年法律第百四十一号。以下この条において「給特法」という。
）の適用を受ける国家公務員」とあるのは「独立行政法人通則法（平
成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（
以下この条において「特定独立行政法人」という。）の職員」と、「
要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「給特法第四
条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を
受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）」とあるのは「当該職
員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「当該国家公務員」とある
のは「当該職員」と、前項本文中「農林水産大臣等」とあるのは「特
定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と、「
公務」とあるのは「業務」と、同項ただし書中「要しない国家公務員
」とあるのは「要しない職員」と読み替えるものとする。

7 | 第三項から第五項までの規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律
第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五
第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあ
つては、第十一条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば同項
ただし書各号のいずれにも該当するものに限る。）について準用する
。この場合において、第三項中「給特法第四条に規定する農林水産大
臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水
産大臣等」という。）」とあるのは「地方公務員法（昭和二十五年法

及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）と、前項本文中「特定独立行政法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「業務」とあるのは「公務」と、同項ただし書中「国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」とあるのは「同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と読み替えるものとする。

7| 特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員）にあつては、第十六條の三第二項において準用する第六條第一項ただし書の規定を適用するとしなければ第十六條の三第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものは、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長の承認を受けて、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして第十六條の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話を行うため、休暇を取得することができる。

8| 前項の規定により休暇を取得することができる日数は、一の年において五日（同項に規定する職員が養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）とする。

9| 特定独立行政法人の長は、第七項の規定による休暇の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。（削る。）

律第二百六十一号）第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）と、第五項本文中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、同項ただし書中「国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員」とあるのは「同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と読み替えるものとする。

8| 給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員）にあつては、第十六條の三第二項において準用する第六條第一項ただし書の規定を適用するとしなければ第十六條の三第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものは、農林水産大臣等の承認を受けて、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして第十六條の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話を行うため、休暇を取得することができる。

9| 前項の規定により休暇を取得することができる日数は、一の年において五日（同項に規定する国家公務員が養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）とする。

10| 農林水産大臣等は、第八項の規定による休暇の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があつたときは、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

11| 前三項の規定は、特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員）にあつては、第十六條の三第二項において準用する第六條第一項ただし書の規定を適用するとしなければ第十六條

の三第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。」について準用する。この場合において、第八項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、第九項中「国家公務員」とあるのは「職員」と、前項中「農林水産大臣等」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と、「公務」とあるのは「業務」と読み替えるものとする。

12] 第八項から第十項までの規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第八項中「給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員）」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第十項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「国家公務員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と読み替えるものとする。

13] 給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務すること

10] 前三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第七項中「特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員）」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、前項中「特定独立行政法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

11] 特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しな

い職員にあっては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用するとしなければ第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）は、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長の承認を受けて、当該職員の要介護家族の介護その他の第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話を行うため、休暇を取得することができる。

12] (略)

13] 特定独立行政法人の長は、第十一項の規定による休暇の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。（削る。）

14] 前三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあっては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用するとしなければ第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第十

を要しない国家公務員にあっては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用するとしなければ第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）は、農林水産大臣等の承認を受けて、当該国家公務員の要介護家族の介護その他の第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話を行うため、休暇を取得することができる。

14] (略)

15] 農林水産大臣等は、第十三項の規定による休暇の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があつたときは、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

16] 前三項の規定は、特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあっては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用するとしなければ第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第十三項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「当該国家公務員」とあるのは「当該職員」と、前項中「農林水産大臣等」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と、「公務」とあるのは「業務」と読み替えるものとする。

17] 第十三項から第十五項までの規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあっては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用するとしなければ第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この

一項中「特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員）」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員）」と、「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、前項中「特定独立行政法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

15| 16|
(削る。)(略)

場合において、第十三項中「給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員）」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員）」と、「農林水産大臣等」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第十五項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「国家公務員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と読み替えるものとする。

18| 農林水産大臣等は、三歳に満たない子を養育する給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあつては、第十六条の八第一項の規定を適用する）としたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。が当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならぬ。

19| 20| (略)
21| 農林水産大臣等は、給特法の適用を受ける国家公務員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該給特法の適用を受ける国家公務員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用する）としたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。が当該子を養育するために請求した場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間（同項に規定する制限時間をいう。以下この条において同じ。）を超

(削る。)

17| 特定独立行政法人の長は、当該特定独立行政法人の職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間（第十七条第一項に規定する制限時間をいう。第十九項において同じ。）を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

18| 前項の規定は、特定独立行政法人の職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項の」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項の」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

19| 20| (略)
(削る。)

えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

22| 前項の規定は、給特法の適用を受ける国家公務員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

23| 特定独立行政法人の長は、当該特定独立行政法人の職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

24| 前項の規定は、特定独立行政法人の職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

25| 26| (略)

27| 農林水産大臣等は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する給特法の適用を受ける国家公務員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、深夜（同項に規定する深夜をいう。以下この条において同じ。）において勤務しないことを承認しなければならない。

(削る。)

- 21| 特定独立行政法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する当該特定独立行政法人の職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、深夜（同項に規定する深夜をいう。第二十三項において同じ。）において勤務しないことを承認しなければならない。
- 22|
24| (略)

- 28| 前項の規定は、要介護家族を介護する給特法の適用を受ける国家公務員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。
- 29| 特定独立行政法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する当該特定独立行政法人の職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、深夜において勤務しないことを承認しなければならない。
- 30|
32| (略)

改 正 案	現 行
（年次休暇） 第十七条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 一・二 （略） 三 当該年の前年において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この号において「特定独立行政法人職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規則で定める職員 特定独立行政法人職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数 2・3 （略）	（年次休暇） 第十七条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 一・二 （略） 三 当該年の前年において国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この号において「給与特例法適用職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規則で定める職員 給与特例法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数 2・3 （略）

○ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）（抄）（附則第四十一条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国有林野事業における配慮） 第九条 国は、国有林野事業（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二項に規定する国有林野事業をいう。）に係る森林施業を他に委託して行う場合には、認定事業主に委託するよう配慮するものとする。	（国有林野事業における配慮） 第九条 国は、国有林野事業（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百五十八条第二項の国有林野事業をいう。）に係る森林施業を他に委託して行う場合には、認定事業主に委託するよう配慮するものとする。

○ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（抄）（附則第四十一条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国有林野事業における配慮） 第十三条 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二項に規定する国有林野事業をいう。）における木材の供給について適切な配慮をするものとする。	（国有林野事業における配慮） 第十三条 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百五十八条第二項の国有林野事業をいう。）における木材の供給について適切な配慮をするものとする。

改 正 案	現 行
（行政文書の開示義務） 第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。 一 五 （略） 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 二 （略） ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	（行政文書の開示義務） 第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。 一 五 （略） 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 二 （略） ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）（附則第四十二条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法人文書の開示義務） 第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。 一 三 （略） 四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 一 へ （略） ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	（法人文書の開示義務） 第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。 一 三 （略） 四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 一 へ （略） ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）（附則第四十二条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（保有個人情報の開示義務） 第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一 六 （略） 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 二 （略） ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	（保有個人情報の開示義務） 第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一 六 （略） 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 二 （略） ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

○ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）（附則第四十二条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（保有個人情報の開示義務） 第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一 四 （略） 五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 一 へ （略） ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	（保有個人情報の開示義務） 第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一 四 （略） 五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 一 へ （略） ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

改 正 案	現 行
（定義等） 第二条（略） 2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。 一（略） 二・三（略） （削る。） 四・五（略） 3ゝ7（略） （特定独立行政法人の職員に関する特例） 第四十一条 第四章の規定は、特定独立行政法人の職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事院規則で定める官職にあるものを除く。）には、適用しない。 2 第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員に対する同法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三条第二項から第四項まで、第三条の二」とあるのは「第三条第二項から第四項まで（職務に係る倫理の保持に関する事務を除く。）」と、「第十七条、第十七条の二」とあるのは「第十七条（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものを除く。）」と、「第八十四条	（定義等） 第二条（略） 2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。 一（略） 一の二・二（略） 三 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）の適用を受ける職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして農林水産大臣が定めるもの 四・五（略） 3ゝ7（略） （国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員及び特定独立行政法人の職員に関する特例） 第四十一条 第四章の規定は、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員及び特定独立行政法人の職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事院規則で定める官職にあるものを除く。）には、適用しない。 2 第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号の職員に対する同法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三条第二項から第四項まで、第三条の二」とあるのは「第三条第二項から第四項まで（職務に係る倫理の保持に関する事務を除く。）」と、「第十七条、第十七条の二」とあるのは「第十七条（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものを除く。）」と、「第八十四

第二項、第八十四条の二」とあるのは「第八十四条第二項（国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為に関して行われるものを除く。）」と、「第百条第四項」とあるのは「第百条第四項（第十七条の二の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものを除く。）」とする。

条第二項、第八十四条の二」とあるのは「第八十四条第二項（国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為に関して行われるものを除く。）」と、「第百条第四項」とあるのは「第百条第四項（第十七条の二の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものを除く。）」とする。

○ 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）（抄）（附則第四十五条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（当事者に対する助言及び指導） 第四条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争を除く。）に関し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。 2・3 （略） （適用除外） 第二十二条 この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第二号の職員、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項の企業職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）第四十七条の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。	（当事者に対する助言及び指導） 第四条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争を除く。）に関し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。 2・3 （略） （適用除外） 第二十二条 この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号の職員、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項の企業職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）第四十七条の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

○ 社会資本整備重点計画（平成十五年法律第二十号）（抄）（附則第四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（重点計画） 第四条（略） 2～5（略） 6 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案（第二条第二項第九号から第十一号までに掲げる事業（以下「治水事業」という。）に係る部分に限る。）を作成しようとするときは、治水事業と森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業との総合性を確保するため、同法第四条第五項に規定する森林整備保全事業計画又はその変更の案との調整を図らなければならない。 7・8（略）	（重点計画） 第四条（略） 2～5（略） 6 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案（第二条第二項第九号から第十一号までに掲げる事業（以下「治水事業」という。）に係る部分に限る。）を作成しようとするときは、治水事業と特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百五十八条第四項に規定する治山事業との総合性を確保するため、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第五項に規定する森林整備保全事業計画又はその変更の案との調整を図らなければならない。 7・8（略）

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）（附則第四十七条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2 この法律において「検察官等」とは、検察官その他の国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員その他人事院規則で定める職員を除く。）をいう。 3（略）	（定義） 第二条（略） 2 この法律において「検察官等」とは、検察官その他の国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第三号に規定する特定独立行政法人等の職員その他人事院規則で定める職員を除く。）をいう。 3（略）

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（抄）（附則第四十八条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（一般職の職員の給与に関する法律の特例） 第十条（略） 2 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、弁護士職務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等とみなす。	（一般職の職員の給与に関する法律の特例） 第十条（略） 2 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、弁護士職務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等とみなす。

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）（抄）（附則第四十九条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置） 第百七条 （略） 2ゝ4 （略） 5 旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に関する新法第十一条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人の労働関係に関する法律（以下この項において「特労法」という。）第二条第二号の職員のうち旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する国家公務員倫理法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。	附 則 （国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置） 第百七条 （略） 2ゝ4 （略） 5 旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に関する新法第十一条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下この項において「新特労法」という。）第二条第四号の職員のうち旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

○ 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）（抄）（附則第五十条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （経過措置） 第二条 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）第五号第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第一項に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定独立行政法人以外の独立行政法人（同条第一項に規定する独立行政法人をいう。）となったもののその他の法人で政令で定めるものを含む。）及び郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百六十六号第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「国営企業等」と総称する。）の職員の退職による退職手当については、この法律による改正後の国家公務員退職手当法（以下「新法」という。）の規定は、国営企業等ごとに、施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「適用日」という。）から適用し、適用日前の当該退職による退職手当については、なお従前の例による。	附 則 （経過措置） 第二条 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第一項に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定独立行政法人以外の独立行政法人（同条第一項に規定する独立行政法人をいう。）となったもののその他の法人で政令で定めるものを含む。）及び郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百六十六号第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「国営企業等」と総称する。）の職員の退職による退職手当については、この法律による改正後の国家公務員退職手当法（以下「新法」という。）の規定は、国営企業等ごとに、施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「適用日」という。）から適用し、適用日前の当該退職による退職手当については、なお従前の例による。

○ 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）（抄）（附則第五十一条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（留学費用の償還） 第三条 （略） 2 （略） 3 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。 一・二 （略） 三 国家公務員法第百八条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間 四・五 （略） （人事院規則への委任） 第六条 この法律（次条及び第九条から第十二条までを除く。次条において同じ。）の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。 第八条 削除 （裁判所職員への準用）	（留学費用の償還） 第三条 （略） 2 （略） 3 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。 一・二 （略） 三 国家公務員法第百八条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間 四・五 （略） （人事院規則への委任） 第六条 この法律（次条から第十二条までを除く。次条及び第八条において同じ。）の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。 （国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の研修に関する特例） 第八条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員に対する研修に関するこの法律の規定の適用については、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「農林水産省令」とするほか、第二条第二項中「であつて、国家公務員法第七十三条の規定に基づき」とあるのは「であつて」とする。 （裁判所職員への準用）

第十条 第二条から第六条まで（第二条第一項及び第四項並びに第四条第五号を除く。）の規定は、裁判所職員（国家公務員法第二条第三項第十三号に掲げる裁判官及びその他の裁判所職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	第三条第三項第三号	
		(略)	(略)
(略)	(略)	期間又は特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間	(略)
第六条	この法律（次条及び第九条から第十二条までを除く。次条において同じ。）	(略)	(略)

（防衛省職員への準用）

第十条 第二条から第六条まで（第二条第一項及び第四項並びに第四条第五号を除く。）の規定は、裁判所職員（国家公務員法第二条第三項第十三号に掲げる裁判官及びその他の裁判所職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	第三条第三項第三号	
		(略)	(略)
(略)	(略)	期間又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間	(略)
第六条	この法律（次条から第十二条までを除く。次条及び第八条において同じ。）	(略)	(略)

（防衛省職員への準用）

第十一条 第二条第二項及び第三項、第三条（第三項第三号を除く。）並びに第四条から第六条までの規定は、防衛省職員（国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「防衛省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第六条	この法律（次条及び第九条から第十二条までを除く。次条において同じ。）	（略）

第十一条 第二条第二項及び第三項、第三条（第三項第三号を除く。）並びに第四条から第六条までの規定は、防衛省職員（国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「防衛省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第六条	この法律（次条から第十二条までを除く。次条及び第八条において同じ。）	（略）

改 正 案	現 行
（道州制特別区域計画の作成） 第七条（略） 2 道州制特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 一 三 （略） 四 特定広域団体が道である場合にあつては、次に掲げる国が実施している工事又は事業のうち第二号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて自ら実施しようとするものの内容 イ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事（火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において施行するものを除き、同法第六条第一項の規定により国土交通大臣が管理し、その工事を施行し、又はその維持をしている砂防設備で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものに係るものに限る。） ロ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業（国が当該保安施設事業を行っている森林又は原野その他の土地の区域のうち国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野以外の土地の区域で農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものにおけるものに限る。） ハ・ニ （略） 五・六 （略） 三 五 （略）	（道州制特別区域計画の作成） 第七条（略） 2 道州制特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 一 三 （略） 四 特定広域団体が道である場合にあつては、次に掲げる国が実施している工事又は事業のうち第二号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて自ら実施しようとするものの内容 イ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事（火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において施行するものを除き、同法第六条第一項の規定により国土交通大臣が管理し、その工事を施行し、又はその維持をしている砂防設備で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものに係るものに限る。） ロ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業（国が当該保安施設事業を行っている森林又は原野その他の土地の区域のうち国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野以外の土地の区域で農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものにおけるものに限る。） ハ・ニ （略） 五・六 （略） 三 五 （略）

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）（抄） （附則第五十三条関係） （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第八条（略） 2、5（略） （削る。） （裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員等への準用） 第十一条 附則第四条（第三項を除く。）、第五条から第七条まで、第八条及び第九条（第三項を除く。）並びに次条の規定は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であつた者について準用する。この場合において、これらの規定（附則第六条（第四号を除く。）を除く。）中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「内閣」、「内閣総理大臣」又は「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、附則第四条第二項第一号中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）」において準用する国家公務員法」と、同条第五項及び第七項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあり、及び「所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあり、並びに附則第八条第二項中「所轄庁の長（第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。）」とあるのは「任命権者又はその委任を受けた者」と、附則第五条第一項及び第七条並びに次条第一項中「第一条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措	附 則 第八条（略） 2、5（略） 6 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第二条第二項に規定する職員に対する改正後の法第三章第二節の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。 （裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員等への準用） 第十一条 附則第四条（第三項を除く。）、第五条から第七条まで、第八条（第六項を除く。）及び第九条（第三項を除く。）並びに次条の規定は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であつた者について準用する。この場合において、これらの規定（附則第六条（第四号を除く。）を除く。）中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「内閣」、「内閣総理大臣」又は「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、附則第四条第二項第一号中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）」において準用する国家公務員法」と、同条第五項及び第七項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあり、及び「所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあり、並びに附則第八条第二項中「所轄庁の長（第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。）」とあるのは「任命権者又はその委任を受けた者」と、附則第五条第一項及び第七条並びに次条第一項中「第一条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは

置法において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、附則第五条第二項中「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、附則第六条中「その者が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察」とあるのは「最高裁判所規則で定める裁判所」と、「政令で定めるところ」とあるのは「最高裁判所規則で定めるところ」と、附則第八条第一項中「第二条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正後の国家公務員法」と、同条第二項中「第二条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正前の国家公務員法」と、同条第三項中「機関（職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあつては、同条に規定する同種の機関）」とあるのは「機関」と、附則第九条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正前の国家公務員法」と、次条第二項中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法」と読み替えるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、附則第五条第二項中「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、附則第六条中「その者が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察」とあるのは「最高裁判所規則で定める裁判所」と、「政令で定めるところ」とあるのは「最高裁判所規則で定めるところ」と、附則第八条第一項中「第二条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正後の国家公務員法」と、同条第二項中「第二条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正前の国家公務員法」と、同条第三項中「機関（職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあつては、同条に規定する同種の機関）」とあるのは「機関」と、附則第九条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正前の国家公務員法」と、次条第二項中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法」と読み替えるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第八条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改 正 案	現 行
（特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正） 第五条 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第二十五条の見出しを「（国家公務員担当委員）」に改め、同条中「公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長（次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人担当公益委員」という。）、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員」を「国家公務員担当公益委員、国家公務員の労働関係に関する法律第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員」に、「特定独立行政法人担当使用者委員」という。）並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員」を「国家公務員担当使用者委員」という。）及び同法第二十条第三項に規定する国家公務員担当労働者委員」に、「特定独立行政法人担当労働者委員」を「国家公務員担当労働者委員」に改める。 第二十六条第二項中「特定独立行政法人担当公益委員、特定独立行政法人担当使用者委員若しくは特定独立行政法人担当労働者委員」を「国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員若しくは国家公務員担当労働者委員」に改め、同条第四項中「。次項において同じ」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。 第二十九条第二項中「特定独立行政法人担当公益委員」を「国家公務員担当公益委員」に、「特定独立行政法人担当使用者委員」を「国	（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正） 第五条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第二十五条の見出しを「（国家公務員担当委員）」に改め、同条中「公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長（次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人等担当公益委員」という。）、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の経営する企業の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員」を「国家公務員担当公益委員、国家公務員の労働関係に関する法律第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当使用者委員」という。）並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員」を「国家公務員担当使用者委員」という。）及び同法第二十条第三項に規定する国家公務員担当労働者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「国家公務員担当労働者委員」に改める。 第二十六条第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員、特定独立行政法人等担当使用者委員若しくは特定独立行政法人等担当労働者委員」を「国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員若しくは国家公務員担当労働者委員」に改め、同条第四項中「。次項において同じ」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。 第二十九条第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「国家公務員担当公益委員」に、「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「

家公務員担当使用者委員」に、「特定独立行政法人担当労働者委員」を「国家公務員担当労働者委員」に改める。

第三十四条第二項中「特定独立行政法人担当公益委員」を「国家公務員担当公益委員」に改め、「三人」の下に「若しくは五人」を加え、同条第三項中「第三十一条の四」を「同法第三十一条の四」に、「第三十一条の五」を「同法第三十一条の五」に改める。

(以下略)

(労働組合法の一部改正)

第六条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第十九条の三の見出し中「中央労働委員会の」を削り、同条第一項中「十五人」を「十八人」に改め、同条第二項中「使用者委員のうち四人については、」を「使用者委員のうち七人については、各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。）、最高裁判所又は」に、「次条第二項第二号」を「次条第二項第四号」に改め、「労働者委員は労働組合」の下に「又は国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第百九十九号）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」に規定する認証された労働組合」を加え、「労働者委員のうち四人については、」を「労働者委員のうち七人については、同条第七項に規定する認証された労働組合又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第五項中「七人」を「八人」に改め、同条第六項中「中央労働委員会の」及び「（次条から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。）」を削り、同項ただし書中「二人」を「三人」に改める。

第十九条の四第二項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

「国家公務員担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「国家公務員担当労働者委員」に改める。

第三十四条第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「国家公務員担当公益委員」に改め、「三人」の下に「若しくは五人」を加え、同条第三項中「第三十一条の四」を「同法第三十一条の四」に、「第三十一条の五」を「同法第三十一条の五」に改める。

(以下略)

(労働組合法の一部改正)

第六条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第十九条の三の見出し中「中央労働委員会の」を削り、同条第一項中「十五人」を「十八人」に改め、同条第二項中「使用者委員のうち四人については、」を「使用者委員のうち七人については、各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。）、最高裁判所」に、「第十九条の四第二項第二号」を「次条第二項第四号」に改め、「労働者委員は労働組合」の下に「又は国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第百九十九号）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」に規定する認証された労働組合」を加え、「労働者委員のうち四人については、」を「労働者委員のうち七人については、同条第七項に規定する認証された労働組合又は」に、「という。」又は「を」という。）若しくは」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第五項中「七人」を「八人」に改め、同条第六項中「中央労働委員会の」及び「（次条から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。）」を削り、同項ただし書中「二人」を「三人」に改める。

第十九条の四第二項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 国家公務員の労働関係に関する法律第十一条各号に定める者、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第四項に規定する職員（国家行政組織法第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員を除く。）又は国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合の組合員若しくは役員

三 裁判所職員又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合の組合員若しくは役員
（以下略）

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第十八条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第九条第一号中「一般職の国家公務員が組織する国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に、「人事院」を「中央労働委員会」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「で、一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるもの」を削り、「これ」を「これ」に、「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に改め、「（次号の混合連合団体を除く。）」を削り、「人事院」を「中央労働委員会」に改め、同条同条第四号とし、同条第六号を削り、同条第七号中「前二号」を「前号」に改め、同条を同条第五号とし、同条に次の二項を加える。

2 中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条第一項本文に規定する合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の処分とすることができる。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分することが適当でないと認められる場合は、同条第一項ただし書に規定する合議体に、当該事務の処理を行わせる。

二 国家公務員の労働関係に関する法律第十一条各号に定める者、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第四項に規定する職員（国家行政組織法第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員を除く。）又は国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合の組合員若しくは役員

三 裁判所職員又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合の組合員若しくは役員
（以下略）

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第十八条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第九条第一号中「非現業の一般職の国家公務員が組織する国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に、「人事院」を「中央労働委員会」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「で、非現業の一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるもの」を削り、「これ」を「これ」に、「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に改め、「（次号の混合連合団体を除く。）」を削り、「人事院」を「中央労働委員会」に改め、同条を同条第四号とし、同条第六号を削り、同条第七号中「前二号」を「前号」に改め、同条を同条第五号とし、同条に次の二項を加える。

2 中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条第一項本文に規定する合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の処分とすることができる。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分することが適当でないと認められる場合は、同条第一項ただし書に規定する合議体に、当該事務の処理を行わせる。

3 中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第五条、第六条又は前条の規定による処分を除き、一人又は数人の公益を代表する委員にその手続の一部を行わせることができる。

(以下略)

(国家公務員倫理法の一部改正)

第二十四条 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第四十一条第一項中「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員に対する同法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第八十四条第二項、第八十五条、第八十七条」とあるのは「第八十七条」と、「第二百二条第四項」とあるのは「第二百二条第四項（第四百四十五条第二項の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものを除く。）」と、「行われるもの」とあるのは「行われるもの及び職員の職務に係る倫理の保持に関し行われるもの」と、「第四百四十五条第二項、第四百四十六条、第四百四十七条、第四百六十二条」とあるのは「第四百四十六条、第四百四十七条、第四百六十三条」とする。

(以下略)

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第二十八条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

(中略)

(削る。)

3 中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第五条、第六条又は前条の規定による処分を除き、一人又は数人の公益を代表する委員にその手続の一部を行わせることができる。

(以下略)

(国家公務員倫理法の一部改正)

第二十四条 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第四十一条第一項中「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号の職員に対する同法第三十八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第八十四条第二項、第八十五条、第八十七条」とあるのは「第八十七条」と、「第二百二条第四項」とあるのは「第二百二条第四項（第四百四十五条第二項の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものを除く。）」と、「行われるもの」とあるのは「行われるもの及び職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるもの」と、「第四百四十五条第二項、第四百四十六条、第四百四十七条、第四百六十二条」とあるのは「第四百四十六条、第四百四十七条、第四百六十三条」とする。

(以下略)

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第二十八条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第八条中「人事院規則」を「政令」に、「第七十三条」を「第六十七条」に改める。

(以下略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第三条中内閣法第十二条の改正規定、第五条のうち特定独立行政法人の労働関係に関する法律目次の改正規定及び同法第三十七条を同法第三十八条とし、同法第三十六条を同法第三十七条とし、同法第七章中同条の前に一条を加える改正規定、第十一条の規定、第十三条中外務公務員法第八条の改正規定、第十五条の規定並びに第三十条中国公務員制度改革基本法第五条第四項の改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに次条から附則第四条まで、附則第十条、第十二条第一項及び第二項、第十五条第一項、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十四条第三項、第四項、第六項及び第七項、第二十五条第三項から第五項まで、第三十条並びに第三十一条第一項の規定 公布の日

二 (略)

第十三条 削除

(特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(以下略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第三条中内閣法第十二条の改正規定、第五条のうち特定独立行政法人等の労働関係に関する法律目次の改正規定及び同法第三十七条を同法第三十八条とし、同法第三十六条を同法第三十七条とし、同法第七章中同条の前に一条を加える改正規定、第十一条の規定、第十三条中外務公務員法第八条の改正規定、第十五条の規定並びに第三十条中国公務員制度改革基本法第五条第四項の改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに次条から附則第四条まで、附則第十条、第十二条第一項及び第二項、第十五条第一項、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十四条第三項、第四項、第六項及び第七項、第二十五条第三項から第五項まで、第三十条並びに第三十一条第一項の規定 公布の日

二 (略)

第十三条 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号)附則第八条第六項の規定によりなお従前の例によるものとされた国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第二条第二項に規定する職員に対する新国家公務員法第二章第二節の規定の適用については、なお従前の例による。

(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 旧国家公務員法第百八条の六第一項ただし書の規定により登録された職員団体の業務に専ら従事した期間は、第五条の規定による改正後の特定独立行政法人の労働関係に関する法律第七条の規定の適用については、国家公務員の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により認証された労働組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

(労働組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 中央労働委員会の委員の定数のうち第六条の規定による労働組合法第十九条の三第一項の規定の改正に伴い増加した数を充当するために新たに行われる委員の任命のために必要な行為は、第六条の規定による改正後の労働組合法第十九条の三第二項の規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。この場合において、労働組合法第十九条第一項に規定する労働者委員の推薦は、旧国家公務員法第百八条の三(第十二条の規定による改正前の裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)の規定により登録された職員団体又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)の特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する職員が結成し、若しくは加入する労働組合が行うものとする。

2
(略)

第十四条 旧国家公務員法第百八条の六第一項ただし書の規定により登録された職員団体の業務に専ら従事した期間は、第五条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第七条の規定の適用については、国家公務員の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により認証された労働組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

(労働組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 中央労働委員会の委員の定数のうち第六条の規定による労働組合法第十九条の三第一項の規定の改正に伴い増加した数を充当するために新たに行われる委員の任命のために必要な行為は、第六条の規定による改正後の労働組合法第十九条の三第二項の規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。この場合において、労働組合法第十九条第一項に規定する労働者委員の推薦は、旧国家公務員法第百八条の三(第十二条の規定による改正前の裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)の規定により登録された職員団体又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員若しくは国有林野事業(同条第二号に規定する国有林野事業をいう。)を行う国の経営する企業と同条第四号に規定する職員が結成し、若しくは加入する労働組合が行うものとする。

2
(略)

○ 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）（附則第五十五条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 職員 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第四項に規定する職員をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 イ・ロ （略） ハ 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する職員 二 （略） （労働組合のための職員の行為の制限） 第七条 （略） 2 （略） 3 第一項ただし書の規定により認証された労働組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（特定独立行政法人の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により組合の役員として組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。 4・5 （略） （合議体による審査） 第二十条 （略） 2 （略） 3 前二項の規定にかかわらず、国家公務員担当使用者委員（労働組合法第十九条の三第二項の規定により、各省各庁の長、最高裁判所又は	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 職員 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第四項に規定する職員をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 イ・ロ （略） ハ 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号に規定する職員 二 （略） （労働組合のための職員の行為の制限） 第七条 （略） 2 （略） 3 第一項ただし書の規定により認証された労働組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により組合の役員として組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。 4・5 （略） （合議体による審査） 第二十条 （略） 2 （略） 3 前二項の規定にかかわらず、国家公務員担当使用者委員（労働組合法第十九条の三第二項の規定により、各省各庁の長、最高裁判所、特

特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の推薦に基づき任命された七人の使用者委員をいう。以下二項の規定により、認証された労働組合、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）において準用する第五条第七項に規定する認証された労働組合又は特定独立行政法人の特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する職員が結成し、若しくは加入する労働組合法第二条に規定する労働組合の推薦に基づき任命された七人の労働者委員をいう。以下同じ。）は、それぞれ前条第二項の規定により調査（公益委員の求めがあった場合に限る。）及び審問を行う手続並びに第二十四条第一項の規定により和解を勧める手続に参与し、又は第二十二条第二項及び第二十五条において準用する労働組合法第二十七条の七第四項の規定による行為をすることができる。

4

（略）

定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）又は国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項において同じ。）を行う国の経営する企業の推薦に基づき任命された七人の使用者委員をいう。以下同じ。）及び国家公務員担当労働者委員（労働組合法第十九条の三第二項の規定により、認証された労働組合、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）において準用する第五条第七項に規定する認証された労働組合又は特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員若しくは国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員が結成し、若しくは加入する労働組合法第二条に規定する労働組合の推薦に基づき任命された七人の労働者委員をいう。以下同じ。）は、それぞれ前条第二項の規定により調査（公益委員の求めがあった場合に限る。）及び審問を行う手続並びに第二十四条第一項の規定により和解を勧める手続に参与し、又は第二十二条第二項及び第二十五条において準用する労働組合法第二十七条の七第四項の規定による行為をすることができる。

4

（略）

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）（附則第五十七条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（労働関係調整法の一部改正） 第三条 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。 第八条の二第四項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十五条に規定する特定独立行政法人担当者委員（次条において「特定独立行政法人担当者委員」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十条第三項に規定する国家公務員担当者委員（次条において「国家公務員担当者使用者委員」に、「同法第二十五条に規定する特定独立行政法人担当者委員（次条において「特定独立行政法人担当者委員」を「同項に規定する国家公務員担当者労働者委員（次条において「国家公務員担当者労働者委員」に改める。 第八条の三中「特定独立行政法人担当者委員」を「国家公務員担当者使用者委員」に、「特定独立行政法人担当者労働者委員」を「国家公務員担当者労働者委員」に、「十人」を「十一人」に改める。 第三十一条 削除	（労働関係調整法の一部改正） 第三条 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。 第八条の二第四項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十五条に規定する特定独立行政法人等担当者委員（次条において「特定独立行政法人等担当者使用者委員」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十条第三項に規定する国家公務員担当者使用者委員（次条において「国家公務員担当者使用者委員」に、「同法第二十五条に規定する特定独立行政法人等担当者労働者委員（次条において「特定独立行政法人等担当者労働者委員」を「同項に規定する国家公務員担当者労働者委員（次条において「国家公務員担当者労働者委員」に改める。 第八条の三中「特定独立行政法人等担当者委員」を「国家公務員担当者使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当者労働者委員」を「国家公務員担当者労働者委員」に、「十人」を「十一人」に改める。 （国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正） 第三十一条 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。 第五条の二中「第八十一条の二第二項」を「第七十七条第一項」に、「第八十一条の三第二項」を「第七十八条第二項」に、「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に、「人事院規則」を「政令」に

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第五十条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項、第五項ただし書、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項及び第十五項の規定中「第八十一条の五第一項」を「第八十条第一項」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七十条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

（中略）

附則第七十条第五項中「新法第十一条第二号」を「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）第二十四条の規定による改正後の国家公務員倫理法第十一条第二号」に改め、「及び新法第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人の労働関係に関

、「人事院の」を「内閣総理大臣の」に改める。

第七十条第一項第一号中「第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）」、第六十二条から第七十条まで、第七十五条第二項及び第六六条「を」第五十四条から第六十二条まで、第七十条第二項及び第二百二十八条」に改め、同条第二項中「第八十条第四項」を「第五十三条第五項及び第七十五条第三項」に、「同項の」を「同法第五十六条第一項に規定する」に改め、同条第三項中「とし、同条第二項中「人事院規則」を」と、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第三条第一項」とあるのは「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四条第一項」と、同条第三項中「政令」に改め、同条第四項中「人事院規則」を「政令」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第五十条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項、第五項ただし書、第六項から第八項まで、第十一項から第十三項まで及び第十六項から第十九項までの規定中「第八十一条の五第一項」を「第八十条第一項」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七十条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

（中略）

附則第七十条第五項中「新法第十一条第二号」を「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）第二十四条の規定による改正後の国家公務員倫理法第十一条第二号」に改め、「及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の

する法律（以下この項において「特労法」という。）第二条第二号の職員のうち旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する国家公務員倫理法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用」を削り、「これらの規定」を「当該規定」に改める。

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下この項において「新特労法」という。）第二条第四号の職員のうち旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用」を削り、「これらの規定」を「当該規定」に改める。

○ 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

号）（抄）（附則第五十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置） 第十七条 次項に定めるものを除き、第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成二十五年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この項において「交付金」という。）について適用し、平成二十四年度分までの交付金については、なお従前の例による。 2 附則第九条第一項の場合における国有資産等所在市町村交付金法附則第十四項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 （表略）	附 則 （国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置） 第十七条 次項に定めるものを除き、第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法（同項において「新交付金法」という。）の規定は、平成二十五年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この項において「交付金」という。）について適用し、平成二十四年度分までの交付金については、なお従前の例による。 2 附則第九条第一項の場合における新交付金法附則第十五項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 （表略）

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）（附則第六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二十五条（略） 2 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、<u>特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）</u>及び国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。	第二十五条（略） 2 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、<u>特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）</u>及び国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）（附則第六十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（森林管理局） 第三十三条（略） 2 森林管理局は、林野庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一 管理経営計画の樹立その他の国有林野の管理経営を行うこと（国有林野と一体として国有林野の整備及び保全を行うことを含む。） 二・三（略） 3・4（略）	（森林管理局） 第三十三条（略） 2 森林管理局は、林野庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一 管理経営計画の樹立その他の国有林野の管理経営を行うこと。 二・三（略） 3・4（略）